



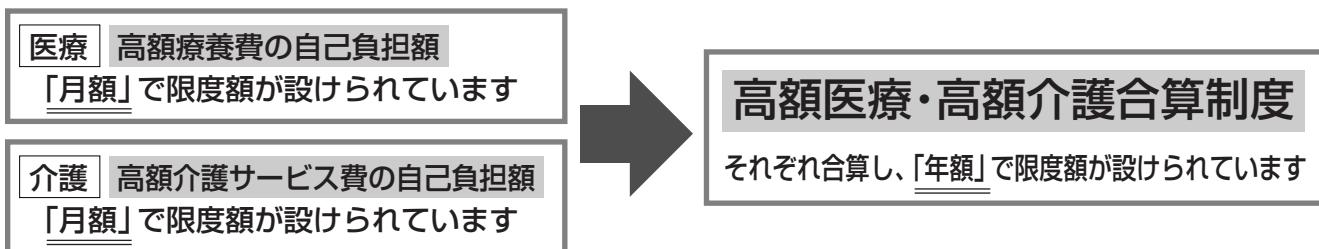
● 介護保険広報シリーズ⑥ ●

高額医療・高額介護合算制度

◆ 今回は「高額医療・高額介護合算制度」について説明します ◆

皆さんが医療や介護に支払った金額がそれぞれ自己負担限度額を超えたとき、超えた分の額が支給される制度があります。

さらにその自己負担を軽減する目的で、「高額医療・高額介護合算制度」が設けられています。年額で限度額が設けられ、限度額を超えた分は、申請により後日支給されます。



◆限度額について

年齢や世帯の所得に応じて限度額が決まります。

<自己負担限度額(年額:毎年8月1日～翌年7月31日)>

所 得 区 分	①後期高齢者医療 +介護保険	②国保または被用者保険+介護保険 (70～74歳の方がいる世帯)	③国保または被用者保険+介護保険 (70歳未満の方がいる世帯)	
現役並み所得者	67万円	67万円	—	
上位所得者	—	—	126万円	
一般	56万円	56万円	67万円	
低所得者 (住民税非課税世帯)	II Ⅱ	31万円	31万円	34万円
	I I	19万円	19万円	

※被用者保険とは、会社の健康保険など、国保・後期高齢者医療以外の医療保険。

※医療保険および介護保険の自己負担限度額（月額）を超えて支給された金額は除く。

※食費・居住費や差額ベッド代については合算の対象外。

※対象となる世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合は、70～74歳の自己負担額を合算し②を適用後、なお残る負担額と70歳未満の自己負担額を合算し③を適用。

<所得区分について>

【現役並み所得者】保険証または受給者証の負担割合が「3割」となっている場合

【上位所得者】基礎控除後の所得の世帯合算額が600万円以上の場合

【一般】住民税課税世帯で他の所得区分に属さない場合

【低所得者】Ⅱは住民税非課税世帯で低所得者Ⅰでない場合

Ⅰは住民税非課税世帯で世帯全員の所得が一定以下(年金収入80万円以下など)の場合

※詳しくは医療保険者にお問い合わせください。

◆申請について

○国保・後期高齢者医療の方は、医療保険の窓口へ申請してください。(介護保険係への申請手続きは必要ありません。また、すでに申請済みの方は申請の必要はありません。) 平成22年8月～平成23年7月分については、支給対象者に申請のお知らせをする予定ですので、しばらくお待ちください。

○被用者保険(会社の健康保険など)の方は、各事業所または医療保険者へお問い合わせください。

介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを～安心で便利な口座振替を!～

【お問い合わせ】本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)